

新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱を廃止する要綱

新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成30年5月22日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

（経過措置）

2 新潟市青年就農給付金給付要綱又は新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。